

消費 者 契 約 法 4 1 条 1 項 に 基 づ く 事 前 請 求 書

2 0 1 8 年 4 月 1 2 日

大 阪 府 大 阪 市 北 区 大 淀 中 1 丁 目 1 番 3 0 号

梅 田 ス カ イ ビ ル タ ワ ー ウ エ ス ト 3 1 階

株 式 会 社 ラ グ ザ ス ・ ク リ エ イ ト

代 表 取 締 役 福 重 生 次 郎 殿

〒 700-0026

岡 山 市 北 区 奉 還 町 1 - 7 - 7 オ ル ガ 5 階

内 閣 総 理 大 臣 認 定 適 格 消 費 者 団 体

特 定 非 営 利 活 動 法 人 消 費 者 ネ ッ ト お か や ま

理 事 長 河 田 英 正

TEL : 086-230-1316

H P : <http://okayama-con.net/>

前略

当団体は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為及び不当な契約条項等の使用の中止の申入れや、団体訴権行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当団体のウェブサイトをご参照ください）。

さて、既に2015年7月1日付けお問い合わせ書及び2016年2月12日付けお問い合わせ書（再）において指摘させていただいておりますとおり、当団体において、貴社が、廃車買い取りの成約後に消費者がキャンセルするに際し、消費者に対してレッカーの手配にかかる違約金として一律30,000円の請求を行うことを可能とする契約条項（以下「本件違約金請求条項」といいます。）を含む廃車買い取り契約を締結していることを検討した結果、当該行為は消費者契約法に違反すると判断いたしました。そして、上記

いずれのお問い合わせについても、誠に残念ながら、現時点まで貴社からの回答はいただけておりません。

そのため、当団体としては、貴社より上記各お問い合わせで指摘させていただいた本件違約金請求条項について、未だ貴社の運営するカーネクストのウェブサイト上に注意書きが掲載されていることと併せて考えれば、現時点においても不特定かつ多数の消費者に対して継続されていると考えざるをえません。

以上より、当団体は、貴社に対し、裁判上の差止請求権を行使せざるをえないとの結論に達しました。したがって、当団体は貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。

これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後には、当団体は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご留意ください。

(訴えを提起する予定の裁判所) 岡山地方裁判所

第1 請求の要旨

当団体が貴社に対して求める事項は以下のと

おります。

- 1 貴社が、消費者との間で、自動車の売買契約を締結するに際し、消費者に対して、同契約を解除する場合には一律30,000円の違約金を支払うとの契約条項を内容とする意思表示を行わないようにしてください。
- 2 貴社は、前項の条項が記載された書面を破棄してください。
- 3 貴社は、ウェブサイト上の前項の条項に関する記載を削除してください。
- 4 貴社は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布してください。

記

株式会社ラグザス・クリエイトは、消費者との間で自動車の売買契約を締結するに際し、消費者に対して、同契約を解除する場合には30,000円の違約金を支払うとの契約条項を内容とする意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用した自動車の売買契約を行うための事務一切は行わないようになり、当該条項が記載された書面は全て破棄し

てください。

第2 紛争の要点

1 貴社の自動車売買契約の内容

貴社は、不特定かつ多数の消費者との間で、自動車の売買契約（以下「本件契約」といいます。）を締結しています。

貴社は、消費者との間で、本件契約を締結するに際し、自動車の売買契約の成約後に消費者がキャンセルするときは、消費者に対してレッカーの手配にかかる違約金として一律30,000円の請求を行うことを可能とする契約条項、すなわち違約金請求条項を使用しています。しかしながら、かかる条項は、下記に述べるとおり、消費者契約法9条1号の規定に反し違法であると考えます。

2 本件違約金請求条項が消費者契約法9条1号に違反すること

消費者契約法9条1号では、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金の定め

る条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分の条項は無効とする旨を定めています。

これを本件違約金請求条項についてみると、貴社が運営するカーネクストのウェブサイト上において、「レッカーの手配にかかる違約金として」一律 30,000 円を請求する旨の記載があることからすれば、消費者契約法 9 条 1 号にいう、「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金の定める条項」に該当することは明らかです。

そして、少なくとも消費者が、貴社がレッカーを手配する前に売買契約を解除した場合、貴社に損害が生じることはないはずであり、貴社がレッカーを手配した後に解除された場合でも、30,000 円の損害は必ずしも発生いたしません。

したがって、貴社の本件違約金請求条項が、消

費者契約法9条1号にいう、「これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの」に該当することも明らかです。

3 結論

よって、本件違約金請求条項は、消費者契約法9条1号に違反するものであり、請求の要旨記載のとおりの対応を求めます。

以上

この郵便物は平成30年4月12日第37390号書留内容
証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社



郵便認証司
30.4.12